

中小企業・小規模事業者の支援を行っている商工団体の皆様！

中小企業も
2019年4月
から一部適用

働き方改革関連法が 2019年4月から順次施行されます！

－ 改正法の対応に向けた中小企業・小規模事業者の支援を行いませんか －

セミナーや出張相談会に講師を派遣します！

たとえばこんなことが可能です・・・

- ◆ 貴団体の研修会等でお時間をいただき、働き方改革関連法についてご説明
- ◆ 貴団体の会議室等をお借りして、定期的に出張相談会を開催
- ◆ 貴団体と共同でセミナーを開催

お時間や場所、説明内容等についてはご希望に応じます。

費用は無料です。



中小企業等支援の一環として、是非ご利用ください！

◆対応できる支援内容◆ その他についてもご相談ください。

- ・働き方改革関連法に対応するための就業規則や36協定の整備方法について
- ・最低賃金引上げに向けた賃金規定の見直しについて
- ・非正規雇用労働者の待遇改善について
- ・労働関係助成金の説明
- ・その他労務管理全般（ハラスメント対策など）

徳島県働き方改革推進支援センター（徳島労働局委託事業）

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電話：0120-967-951

メール：toku-sr-soudancenter@sage.ocn.ne.jp

住所：徳島市南末広町5番8-8号（徳島経済産業会館2階）

【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

働き方改革関連法のポイント

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例を厚生労働省HPにアップしました。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、**10日以上**の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

働き方改革関連法の施行時期

1 労働時間法制の見直しについて	実施時期				
	2019年 (H31)4月	2020年 (H32)4月	2021年 (H33)4月	2022年 (H34)4月	2023年 (H35)4月
① 残業時間の上限規制 ※適用猶予・除外の事業・業務 自動車運転の業務、建設事業 医師、新技術・新商品等の研究開発業務	大企業				
	中小企業				
② 勤務間インターバル制度の導入（努力義務） ③ 1人1年あたり5日間の年次有給休暇取得の義務づけ ④ 労働時間の客観的な把握の義務づけ ⑤ 「フレックスタイム制」の拡充 ⑥ 「高度プロフェッショナル制度」の創設 ⑦ 産業医・産業保健機能の強化	大企業				
	中小企業				
⑧ 月60時間超の残業の割増賃金率の引上げ					
2 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保	実施時期				
	2019年 (H31)4月	2020年 (H32)4月	2021年 (H33)4月	2022年 (H34)4月	2023年 (H35)4月
① パートタイム労働法、労働契約法の改正	大企業				
	中小企業				
② 労働者派遣法の改正	大企業				
	中小企業				